路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道名古屋亀山線	四日市市山之一色町字池之谷口一五九一番二から同市山之一色町字池之谷口一五八七番三まで	前	最大 二一六 最小 八五	二二〇
		後	最大 二二四 最小 八五	

道路の区域

○国土交通省告示第七百六十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年七月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十二年七月二十日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　広島県広島市東区二葉の里一丁目、二葉の里二丁目、二葉の里三丁目、若草町の各一部及び南区松原町の一部

四　土地区画整理事業の名称　広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）二葉の里土地区画整理事業

五　事務所の所在地　広島県広島市東区若草町九番七号　独立行政法人都市再生機構西日本支社広島都市再生事務所

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十二年七月二十日

○国土交通省告示第七百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東泉沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原字群馬坂一八五三番二　一号

一八五三番一　二号から九号まで

一八四六番一　十号及び十一号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢頭沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県藤岡市上日野字坂野一号

二〇四〇番四　二号、四号及び五号

二〇四〇番五　三号

二一二三番五　六号及び七号

二一二四番二　八号

甲二一二五番一　九号

甲二一二七番　十号

○国土交通省告示第七百七十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神社の脇の沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県北秋田市福田字蝦夷館　二九番一　一号

二番一〇　二号から六号まで

二番一三　七号、八号、十号及び十一号

二番一八　九号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺田大沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路、水路及び堤のうちその接している区間の道路敷、水路敷及び堤敷

秋田県由利本荘市黒沢字下ノ沢　一七番一及び一七番二　一九番から二二番まで

二四番一

二五番

二六番一及び二六番二

二七番から三〇番まで

三一番一及び三一番二

三二番

三三番一

三四番一から三四番三まで

三五番

三六番一及び三六番二

四二番一

四四番一及び四四番二

四五番から四七番まで

四八番一及び四八番二

四九番一及び四九番二

五〇番一から五〇番三まで

五一番から五四番まで

五五番一から五五番六まで

五六番及び五七番

三番

五番一及び五番二

六一番

六一番一及び六一番二

六二番一

六二番三及び六二番四

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

秋田県由利本荘市黒沢字下ノ沢　一九番　一号及び二号

二一番　三号及び四号

二六番二　五号、二十六号及び二十七号

二九番　六号及び二十八号

三〇番　三号から二十五号まで

二八番

三六番二地先道路敷　九号から十一号まで

三七番一　十二号

三一番二　十八号及び十九号

三番　七号

二番　二十号

五番一　二十一号

六番　二十二号

五九番三　二十八号から三十号まで

三五番四　十三号

五九番二　十四号

六〇番　十五号及び十六号

六一番一　十七号

字南黒沢　一六番　三十一号から三十四号まで

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鮎上沢川及び鮎上沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路及び水路のうちその接している区間の道路敷及び水路敷

秋田県由利本荘市館字鮎上沢　一番及び二番

六番二　十二号

六番四　十三号から十五号まで

七番　十六号

七番一　十七号

六番　十八号及び十九号

字大平　六番　二十号から二十二号まで

七番二　二番

七番八から七番一九まで　二番地先水路敷

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県由利本荘市館字笹長根　一番二　一号

三番三　二号及び三号

三番二　四号から十一号まで

二番　十二号

二番地先水路敷　十三号から十五号まで

字鮎上沢　九番一五　十六号

九番一三　十七号

九番一一　十八号及び十九号

六番七　二十号から二十二号まで